

ワシントン条約

正式名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora

※一般には、ワシントン条約と呼ばれたり、英語の頭文字をとってCITES（サイテス）と呼ばれています。

野生の動植物が過度に利用されることを防ぐため、国際協力によって種を保護するための条約です。1973年3月3日米国ワシントンで採択され、1975年に発効しました。

締約国：181カ国 + EU（2016年3月時点）
対象種：動物およそ5,600種、植物およそ30,000種

締約国会議

2～3年毎に開催される締約国会議では、条約締約国が参加し、条約の施行の見直しを行っています。第17回目の締約国会議が、2016年9月24日～10月5日、南アフリカのヨハネスブルグで開催されます。

会議で何が決まるのか？

必ずとりあげられる議題のひとつに**附属書**（規制の対象となる種のリスト）の改正提案というものがあります。ワシントン条約の締約国会議では、実際に**国際取引を禁止**や**規制**の対象とする動植物が決められます。その結果によって、これまで自由であった動物や植物の製品も許可が必要となったり、輸出入ができなくなったりします。

原則



附属書Ⅰ



附属書Ⅱ

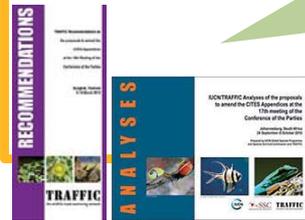


附属書Ⅲ

附属書改正の行方

国際取引の禁止や規制のランクを決める附属書ですが、会議のたびに、必要に応じて改正について議論されます。新たに規制の対象とするものや、規制を緩くするものなど、会議全体のなかでも大きな議題となっています。

トラフィックでは、生物学的情報や生息状況、取引状況と、条約で定められた掲載基準などから分的をして、各提案に対する見解をまとめています。



附属書改正が提案されている動植物

各国より**62の提案**が提出されています。

(以下抜粋)

▲附属書Ⅰへ掲載する提案

ライオン、センザンコウ、ヨウム、シナワニトカゲ、スクレロカクトゥス属のサボテンなど11提案【現在附属書Ⅱ掲載種】

キノボリアリゲータートカゲ類、アオマルメヤモリ、ミミナシオオトカゲ、チチカカミズガエルなど7提案【現在附属書掲載なし】

▲附属書Ⅱへ掲載する提案

マンベササクレヤモリ、ナイルスッポン、クロトガリザメ、オナガザメ類、イトマキエイ類、アマノガワテンジクダイ、トックリラン属の多肉植物、ツルサイカチ属（ローズウッド類）など25提案

▼附属書Ⅰ→附属書Ⅱへ移行させる提案（ダウンリスティング）

ケープヤマシマウマ、ハヤブサ、ニュージーランドアオバズク、アメリカワニ、イリエワニ、アントンギルガエル（トマトガエル）10提案

他、注釈の変更の提案などもあり合計**62提案**



©Simon Buxton / WWF, ©Chris Martin / WWF, ©Martin Harvey / WWF, ©Adriano ARGENIO / WWF-Italy, ©Martin Harvey / WWF, ©Robert Delfs / WWF, ©David Brossard / Creative Commons

附属書の改正以外にも、条約の施行に関わる様々な議題があり議論されます。

決議、決定、識別の問題、種ごとの具体的な施策、条約の運営についてetc...

条約のウェブサイトには公式の資料が公開されています。

<http://www.cites.org/cop17>